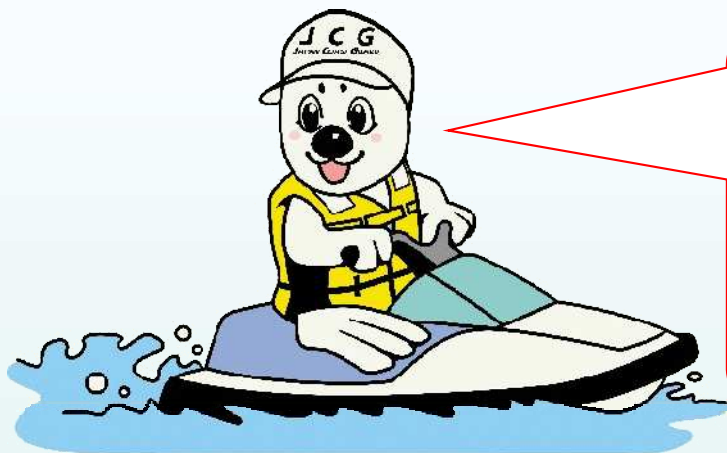




宮城県沿岸を航行する 水上オートバイへのお願い！

宮城県沿岸ではマナーを守って航行してください！



他の船舶や、遊泳者の迷惑
にならないよう、安全な速力
で航行しましょう！



宮城県沿岸では多数の船舶が航行しています！

宮城県には多数の船舶が航行しているため、水上オートバイが高速力で航行することにより、次のような危険が生じます！

- ・航走波の衝撃による係留中船舶船体への損傷
- ・航走波の衝撃による観光船等への乗下船中の事故
- ・狭隘な港内での衝突事故

他の船舶や、遊泳者の迷惑にならないよう、安全な速力で航行するようお願いいたします！

宮城海上保安部

小型船舶船長の遵守事項

- **酒酔い操縦の禁止**

「船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36第1項」

- **免許所有者の自己操縦**

「船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36第2項」

- **危険操縦の禁止**

「船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36第3項」

- **救命胴衣の着用義務**

「船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36第4項」

- **発航前点検の実施**

「船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36第5項」

- **適切な見張り**

「船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36第5項」

- **人命の救助**

「船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36第5項」